個人型ａプラン				
個人型ｂプラン				
個人型ｃプラン				
・ ・ ・				

（備考）事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

⑵　他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他（自社退職金等）
Ａ実施事業所							
Ｂ実施事業所							
Ｃ実施事業所							
・ ・ ・							
個人型ａプラン							
個人型ｂプラン							
個人型ｃプラン							
・ ・ ・							

（備考）事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。